

熊本県高齢者虐待対応ハンドブック



©2010 熊本県くまモン

令和5年(2023年)3月
熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症対策・地域ケア推進課

～目次～

No.	内容	頁
1	高齢者虐待対応と養護者支援に関するマニュアル	2
2	高齢者虐待防止法上の市町村の役割	5
3	養介護施設従事者等による虐待対応における県と市町村とのやりとり	7
4	法第 22 条第 1 項に基づく県への報告様式 (11 頁に虐待の程度（深刻度）計測フローを掲載)	8
5	本県が実施する高齢者権利擁護関係研修	12
6	関係機関一覧	13

本県では、県内市町村、地域包括支援センターの皆さまが高齢者虐待対応の実務に役立てることのできるツールとして、平成 22 年度に「熊本県高齢者虐待対応ハンドブック」を作成しました。

その後、厚生労働省や社団法人日本社会福祉士会（現：公益社団法人日本社会福祉士会）により、法制度や実際の対応に即して充実したマニュアルが作成されたため、今般、これらのマニュアルと重複する内容の削除を含め、ハンドブックを大幅に改訂しました。

「〇〇について知りたい場合どのマニュアルを参照すれば良いのか？」

「通報、虐待があった場合の県とのやり取りの方法や様式は？」

「県主催の高齢者権利擁護の研修にはどのようなものがあるのか？」

このような内容を中心にコンパクトにまとめていますので、ぜひご活用ください。

1. 高齢者虐待対応と養護者支援に関するマニュアル

高齢者虐待対応と養護者支援についての主なマニュアルとしては、次の2つがあります。

(1) 国マニュアル
「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
(平成 30 年 3 月 厚生労働省老健局)

法制度や虐待対応の基本的な考え方等について記載

(2) (社) 日本社会福祉士会 (現：(公社) 日本社会福祉士会) マニュアル

① 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」(平成 23 年 3 月)

② 「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」(平成 24 年 3 月)

虐待対応の流れや留意点等について記載

(1) 国マニュアル

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
(平成 30 年 3 月 厚生労働省老健局)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00001.html

こんなことが知りたいときに	項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者虐待とは？(定義) ・ 養介護施設(従事者)とは？ ・ 65歳以上の障がい者への虐待対応は？ ・ DV法の対象となるケースは？ ・ セルフネグレクトへの対応は？ ・ 65歳未満の者への虐待対応は？ ・ 高齢者虐待の具体的な(行為の)例は？ 	<p>I 高齢者虐待防止の基本</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待対応等に必要組織体制は？ ・ 地域包括支援センターへの委託の根拠や委託可能な範囲の事務内容は？ ・ リスク要因のある家庭や養護者の支援は？ ・ 高齢者虐待が疑われるサインの例は？ ・ 虐待対応の各段階の目的と留意点は？ ・ 虐待対応の対応手順は？ 	<p>II 養護者による虐待への対応(市町村における業務)</p>

こんなことが知りたいときに	項目
<ul style="list-style-type: none"> ・介入拒否時の対応のポイントは？ ・緊急性が高いと判断されるケースは？ ・養護者との分離の手段の例や根拠は？ ・成年後見制度の活用や市町村長申立ての流れは？ 	Ⅱ 養護者による虐待への対応（市町村における業務）
<ul style="list-style-type: none"> ・指定権限者別の対応フローは？ ・高齢者の居所と家族の住所地が違うときは？ ・事実確認の方法は？ ・事実確認の際の調査項目や留意点は？ ・老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使は？ ・養介護施設等への指導文書例や改善計画例は？ ・身体拘束に対する考え方は？ ・高齢者虐待防止に向けた養介護施設等における対策は？ 	Ⅲ 養介護施設従事者等による虐待への対応

(2) (社) 日本社会福祉士会（現：(公社) 日本社会福祉士会）マニュアル

①「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」（平成 23 年 3 月）

手引き https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/documents/01.pdf

帳票 https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/01.html

②「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」（平成 24 年 3 月）

手引き https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/documents/03.pdf

帳票 https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/01.html

実際に虐待対応が必要な場面では、本手引きに沿って進めるとともに、帳票を活用することにより、初任者の方も適切に、漏れなく対応することができます。
虐待対応の各段階において、個々の対応の法的根拠や具体的な対応例、Q & A 等が豊富に掲載されていますので参照してください。

また、**本手引きと帳票を活用した研修として、県と（一社）熊本県社会福祉士会とが共催で「高齢者虐待対応現任者標準研修」を実施しています。この研修の受講により、虐待対応の流れや帳票の活用方法が習得できますので、ぜひ受講してください。**

※その他、参考となる手引き

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

高齢者ケアに関わるすべての人を対象として、身体拘束のないケアの実現を支援していくために、介護保険施設等の現場で直接ケアに携わる担当者や研究者などが共同で作成した手引きです。

身体拘束が例外的に身体的虐待に該当しない「緊急やむを得ない場合」の要件及び手続きや、身体拘束をしない工夫などが掲載されています。

令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果では、被虐待高齢者のうち24.3%が「身体拘束あり」でした。

各市町村において、虐待の有無を判断される際や、養介護施設等へ指導・助言を行う際にぜひ参照してください。

あなたの市町村で虐待対応の体制は整備されていますか？

全国、本県ともに、相談・通報件数や虐待判断件数は増加傾向にあり、これまで虐待事案のなかった市町村においても虐待対応が求められる例が生じています。もし相談・通報があった場合は、迅速に初動対応をとる必要がありますので、日頃から研修への参加、マニュアル通読を通じて虐待対応の流れを把握し、庁内の役割分担を決めておく、手引きを活用して帳票を整備しておく等、体制整備に努めてください。

2. 高齢者虐待防止法上の市町村の役割

高齢者虐待防止法では、以下について市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。

- ・ 高齢者虐待の防止
- ・ 高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護
- ・ 適切な養護者に対する支援

(1) 養護者による高齢者虐待

No.	市町村の役割	条文
1	高齢者や養護者に対する相談、指導、助言	第6条
2	通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議	第9条第1項
3	老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求	第9条第2項 第10条
4	立入調査の実施	第11条
5	立入調査の際の警察署長に対する援助要請	第12条
6	老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限	第13条
7	養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言 その他必要な措置	第14条
8	専門的に従事する職員の確保	第15条
9	関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備	第16条
10	対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知	第18条

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

No.	市町村の役割	条文
1	対応窓口の周知	第21条第5項 第18条
2	通報を受けた場合の事実確認等	
3	養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告	第22条
4	高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使	第24条

(3) 財産上の不当取引による被害防止（第27条）

No.	市町村の役割
1	養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
2	財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

【参考】養護者に対する支援

高齢者虐待防止法では、養護者の負担の軽減を図ること等養護者に対する支援を行うことで、高齢者虐待を防止し、高齢者の権利利益の養護に資することとされています。

令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果では、**養護者による虐待の発生要因のうち虐待者側の要因として「介護疲れ・介護ストレス」が52.4%、被虐待者の状況として「認知症の症状」が55.0%、さらに家庭の要因として「経済的困窮・債務（経済的問題）」が31.8%を占めています。**

養護者による虐待は、複合的な要因により発生するケースも少なくなく、対応に苦慮されることもあるかと思いますが、高齢者虐待対応とともに、養護者支援にも重きを置いて取り組んでいくことが大切です。

以下に養護者支援に活用可能な相談窓口や啓発ツールをご紹介します。

(1) 相談窓口等

★認知症に関する相談（無料）

熊本県認知症コールセンター（熊本市中央区上通3-15）

電話番号 096-355-1755

開設日 水曜日を除く毎日（年末年始を除く）

開設時間 午前9時から午後6時まで

★その他の相談窓口（費用その他詳細は各機関のHPを確認してください）

様々な法律問題（例：多重債務、相続等）に関する相談をしたいとき

- 熊本県弁護士会

<https://kumaben.or.jp/soudan/>

成年後見制度の利用に関する相談をしたいとき

- （公社）成年後見センター・リーガルサポート熊本支部

<https://lskumamoto.org/>

- （一社）熊本県社会福祉士会ぱあとなあ熊本

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/seinenkoken/shokai.html>

※上記 URL は（公社）日本社会福祉士会のサイトのものです。

(2) 認知症に関する啓発ツール（県作成）

- 家庭版認知症ケアのポイント集「認知症の人とともに生きる」

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/33/888.html>

⇒在宅で認知症の方を介護する家族の方向けに、認知症の方へのケアの仕方や相談窓口、利用できるサービスを掲載した冊子です。

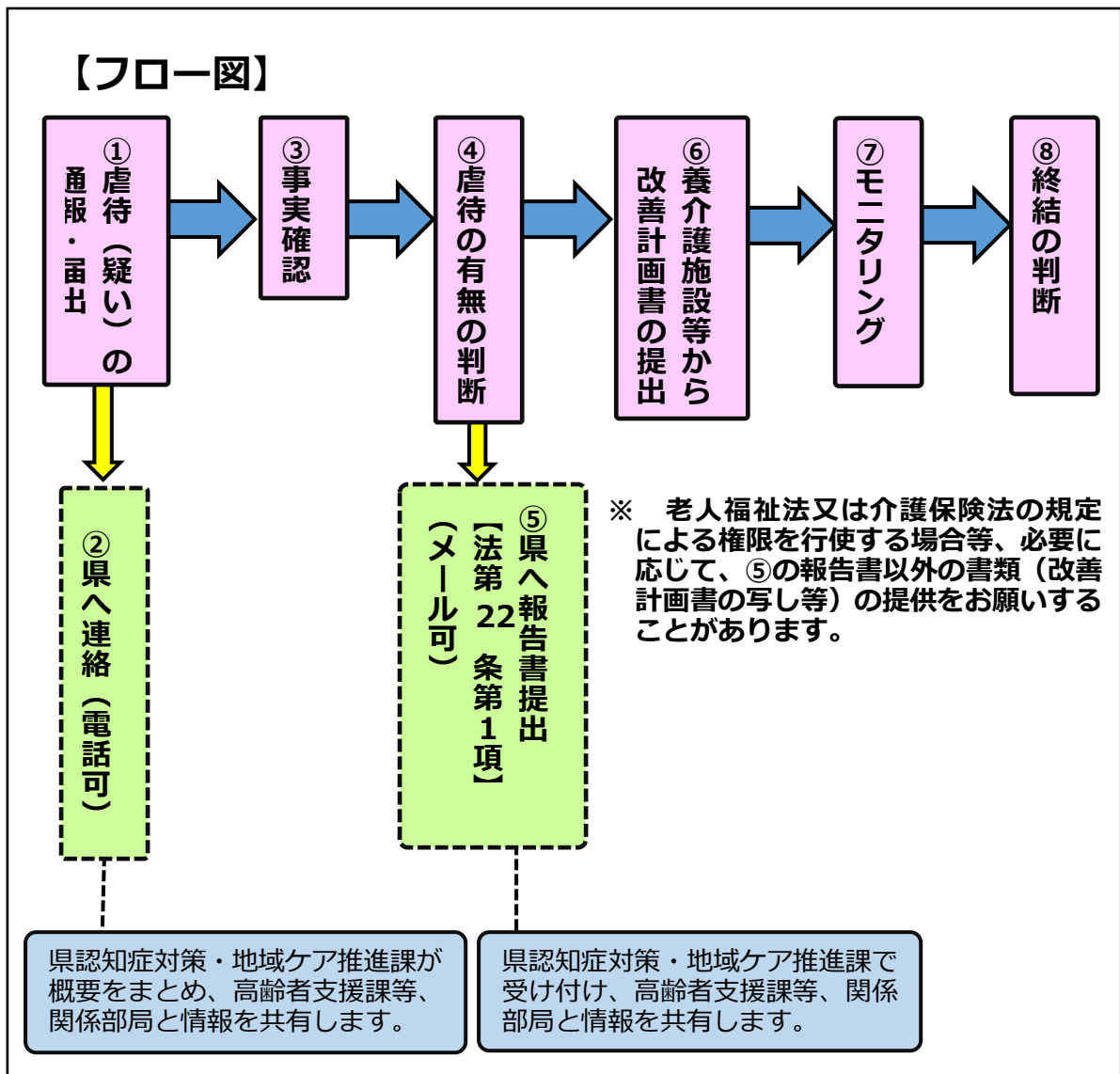
- 「おやこでまなぶ・みんなで学ぼう認知症」（パンフレット、動画等）

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/33/131741.html>

⇒多くの方に認知症を正しく理解していただくことを目的とした①パンフレット②動画③認知症クイズ（リーフレット）。①②は小学生向け、一般向けの2種類があります。



3. 養介護施設従事者等による虐待対応における県と市町村とのやりとり



高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合等に県へ報告するよう規定されています（第22条第1項）。

しかしながら、場合によっては、介護保険法や老人福祉法に基づく権限行使を行う必要があることもあるため、本県では、市町村に通報があった段階で県にもお電話で第一報（上図②）を入れていただくようお願いしております。

なお、県への報告は、虐待があったと判断した場合に加え、虐待がなかったと判断した場合や判断ができなかった場合も、次ページの様式により行ってください（上図⑤）。

また、必要に応じて、改善計画書の写し等の提供をお願いする場合がありますので御協力ください。

4. 法第22条第1項に基づく県への報告様式（本県独自様式）

令和 年 月 日

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課長 様

養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）

〇〇〇市町村長

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第22条第1項の規定に基づき下記の通り報告する。

1：虐待の有無

	虐待があった		虐待がなかった		判断できなかった
判断の根拠：					
判断をした日	令和	年	月	日	

2：相談・通報

相談・通報受理日	年 月 日（ ）				
相談・通報者	a 本人	b 家族、親族	c 当該施設・事業所職員		
	d 当該施設・事業所元職員	e 施設・事業所の管理者			
	f 医療機関従事者（医者含）	g 介護支援専門員	h 介護相談員		
	i 地域包括支援センター職員	j 社会福祉協議会職員			
	k 国民健康保険団体連合会	l 都道府県から連絡	m 警察		
	n その他（	）			o 不明

※該当するものを○で囲む

3：当該施設、事業所の情報

施設・事業所名			
サービスの種類		事業所番号	
住所：	TEL：		
当該施設等に対する過去の指導等 （指導・権限行使・減算・苦情対応等）	あり	なし	
「あり」の場合詳細：			

4：事実確認調査状況

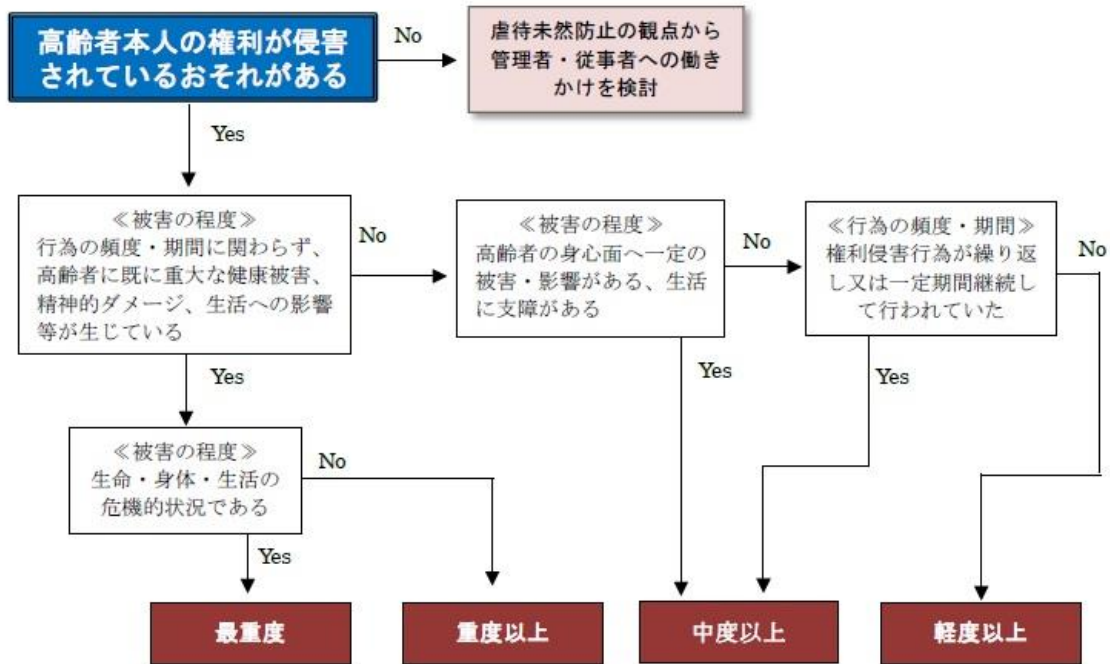
事実確認調査日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
被虐待者情報				(人数： 人)
性別	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女
年齢	歳	歳	歳	歳
要介護区分				
認知症について	あり・自立・不明	あり・自立・不明	あり・自立・不明	あり・自立・不明
日常生活自立度				
心身の状況				
虐待者情報				
氏名				
性別	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女
生年月日				
年齢	歳	歳	歳	歳
職種				
資格、職名等				

※職種が「介護職員」の場合、介護福祉士、介護初任者研修または無資格なのかを記載すること

5：虐待の内容

虐待の種類別	
身体的虐待 ・ 心理的虐待 ・ 介護世話の放棄放任 ・ 性的虐待 ・ 経済的虐待	
身体拘束	有・無 身体拘束の内容：
被虐待者の死亡	有・無 虐待との関連：
虐待の具体的な内容	
虐待の発生要因	
虐待の深刻度 (4区分選択)	<input type="checkbox"/> 1 (軽 度) 医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態
	<input type="checkbox"/> 2 (中 度) 権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている
	<input type="checkbox"/> 3 (重 度) 権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態

参考 施設従事者による高齢者虐待における虐待の程度（深刻度）計測フロー



深刻度区分の例

	最重度	重度以上	中度以上	軽度以上
区分の考え方	生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況	重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている	権利侵害行為が繰り返され、高齢者の心身への被害・影響や生活面で支障が出ている 複数の利用者に対する権利侵害行為がある	高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている
身体	生命の危険、重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首締め、揺さぶり、拘束、服薬等）	重大な健康被害（生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等）	打撲痕、擦過傷、火傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、要件を満たさない身体拘束が複数名又は繰り返し行われている等	無理やりケアをしたり、行動を制限している、乱暴な対応や扱い、威嚇的行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のケガがある
放棄	重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）、	健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、不適切な服薬管理等	必要なケアの放置が繰り返し発生している、繰り返しの受傷を放置、複数の利用者へのケアが不十分な状態等	本人の状態像を無視したケア、職員都合に合わせたケアがなされている、ケアが不十分な状態、ナースコール等の機器が使えない状態
心理	著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え	特定の職員に対して怯えている表情や態度がみられる、恐怖の訴え	暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返されている、複数の利用者に対して同様の行為がある	子ども扱いしたり暴言や威圧的な言葉がけ・態度、高齢者の自立・生活意欲を阻害するケアが行われている
性的	望まない性行為、性感染症に至る、等	わいせつな動画の視聴強要、ベッドでの添い寝などの行為を強要される、入浴時の写真や動画撮影等	性的な言葉がけ、必要以上の接触、態度、が繰り返されている、複数利用者に対して同様の行為がある	プライバシーを無視した言葉がけ、下着のまま放置したりドアを開けたままでの排泄介助などの行為がある
経済	預貯金や財産等の搾取等により本人の生活が危機的状況にある	預貯金や財産等の搾取等により本人の生活に重大な支障が生じている	管理していた預貯金から不正に金銭を搾取、財布やキャッシュカードを窃盗	本人の了承なく年金や預金、財産等を管理されている

出典：令和3年度「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」記入要領

※ 従来の5区分から4区分に見直されたもの（虐待による被害の程度とともに、虐待行為の反復性や継続期間等も勘案して判断する形式となった）。

5. 本県が実施する高齢者権利擁護関係研修

本県では、高齢者の権利擁護に係る各種研修を実施しています。

市町村・地域包括支援センターの職員の皆さまにおかれましては、①の研修を積極的に受講していただくとともに、管内の養介護施設等（特に虐待が発生した養介護施設等）に対し、②の研修受講を勧奨してください。

≪①市町村・地域包括支援センター職員向け≫

※【】内は例年の開催時期であり、変更する可能性があります。

高齢者権利擁護基礎研修 【6月】

目的：高齢者虐待防止法や成年後見制度等、高齢者権利擁護に関する基礎的な知識の修得を図る。

高齢者虐待対応現任者標準研修 ※従事者、養護者各3日間【7月～11月】

目的：日本社会福祉会が開発したプログラムと研修教材を用いて高齢者虐待への具体的な対応方法を修得する。（県社会福祉士会との共催）

市町村職員等高齢者権利擁護対応力向上研修 【1月】

目的：高齢者権利擁護に係る知識の修得や具体的な事例の検討を通じ、市町村等職員の対応力向上を図り、高齢者虐待の未然防止に繋げる。

高齢者権利擁護事例研修 【2月】

目的：高齢者虐待に係る事例のうち、支援が困難なものへの対応について、グループワーク形式で検討することにより、対応技術の向上を図る。

★ 市町村向けの事業として、高齢者虐待対応に係る市町村からの相談・質問に対し、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）が訪問又はオンラインにより市町村の会議等に参加し、回答や助言を行う「高齢者虐待困難事例に対する相談体制整備事業」も実施しています。

≪②養介護施設等向け≫※【】内は例年の開催時期であり、変更する可能性があります。

有料老人ホーム等研修（施設長向け、従事者向け）【8～9月頃】

対象：有料老人ホーム等の施設長及び従事者

目的：高齢者虐待防止法の趣旨や身体拘束廃止の推進等、利用者の権利擁護の視点に立った介護と認知症の基礎的な事項への理解を推進する。

権利擁護推進員養成研修（施設長等研修）※2日間【9月、11月】

対象：介護施設等の施設長、介護主任等、施設等内で指導的立場にある方

目的：講義・演習・自施設等実習等を通じて、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。

看護実務者研修 ※2日間 【10月、12月】

対象：介護施設等で保健医療サービス及び福祉サービスを提供する看護職員

目的：講義・演習等を通じて、権利擁護に必要な援助等を行うために必要な実践的な知識・技術等を修得させる。

★ 介護施設等向けの事業として、「認知症介護の質の向上支援事業」として、認知症介護指導者のうち「マップパー」という資格を有する講師を介護施設等に派遣して、客観的な評価をした上で助言を行う「認知症ケア・マッピング」も実施しています。

6. 関係機関一覧 (県担当課は背表紙に記載)

(1) 市町村

(令和4年4月現在)

市町村名	担当課名	電話番号
熊本市	高齢福祉課	096-328-2963
八代市	高齢者支援課	0965-33-4436
人吉市	高齢者支援課	0966-22-2111
荒尾市	保険介護課	0968-63-1177
水俣市	いきいき健康課	0966-63-3051
玉名市	高齢介護課	0968-75-1339
山鹿市	長寿支援課	0968-43-1077
菊池市	高齢支援課	0968-25-7216
宇土市	高齢者支援課	0964-22-1111 (内線415)
上天草市	高齢者ふれあい課	0969-28-3378
宇城市	高齢介護課	0964-32-1406
阿蘇市	ほけん課	0967-22-3145
天草市	高齢者支援課	0969-24-8806
合志市	高齢者支援課	096-248-1126
美里町	福祉課	0964-47-1116
玉東町	保健介護課	0968-85-6242
南関町	健康推進課	0968-69-9760
長洲町	福祉保健介護課	0968-78-3155
和水町	福祉課	0968-86-5724
大津町	介護保険課	096-292-0770
菊陽町	介護保険課	096-232-2366
南小国町	福祉課	0967-42-1117
小国町	町民課	0967-46-2116
産山村	健康福祉課	0967-25-2212
高森町	住民福祉課	0967-62-2911

(令和4年4月現在)

市町村名	担当課名	電話番号
西原村	保健衛生課	096-279-4389
南阿蘇村	健康推進課	0967-67-2704
御船町	福祉課	096-282-2911
嘉島町	福祉課	096-237-2576
益城町	福祉課	096-234-6113
甲佐町	福祉課	096-234-1114
山都町	福祉課	0967-72-1677
氷川町	福祉課	0965-52-5852
芦北町	福祉課	0966-82-2511
津奈木町	ほけん福祉課	0966-78-5555
錦町	保険政策課	0966-38-1113
多良木町	福祉課	0966-42-1255
湯前町	保健福祉課	0966-43-4112
水上村	保健福祉課	0966-44-0313
相良村	保健福祉課	0966-35-1032
五木村	保健福祉課	0966-37-2214
山江村	健康福祉課	0966-23-2232
球磨村	保健福祉課	0966-32-1112
あさぎり町	高齢福祉課	0966-45-7215
苓北町	福祉保健課	0969-35-1263

(2) 地域包括支援センター

(令和4年4月1日時点)

圏域	No.	市町村	名称（下段は通称）	所在地	電話	担当校区
熊本	1	熊本市	熊本市中央1地域包括支援センター	〒860-0004	096-319-0222	壺川 城東 慶徳 一新 五福
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本中央	熊本市中央区新町4丁目1-26		
	2	熊本市	熊本市中央2地域包括支援センター	〒860-0811	096-221-3242	向山 本荘 春竹
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 本荘	熊本市中央区本荘4丁目1-3		
	3	熊本市	熊本市中央3地域包括支援センター	〒860-0853	096-243-2233	碩台 黒髪
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 子飼	熊本市中央区西子飼町8-18 RIX Bambino 1階		
	4	熊本市	熊本市中央4地域包括支援センター	〒862-0976	096-211-6011	百川 大江 白山
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 白川	熊本市中央区九品寺1丁目2-23Mビル1階		
	5	熊本市	熊本市中央5地域包括支援センター	〒862-0941	096-362-0065	出水 出水南 砂取
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 水前寺	熊本市中央区出水1丁目4-7		
	6	熊本市	熊本市中央6地域包括支援センター	〒862-0926	096-241-0230	託麻原 帯山 帯山西 尾ノ上
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 帯山	熊本市中央区保田窪1丁目1-33第2大田ビル1階		
	7	熊本市	熊本市東1地域包括支援センター	〒862-0913	096-331-6355	山ノ内 東町 健重東 月出
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 尾ノ上	熊本市東区尾ノ上1丁目12-85 フォール19番館101		
	8	熊本市	熊本市東2地域包括支援センター	〒862-0925	096-387-8201	西原 託麻西
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 保田窪	熊本市東区保田窪本町10-114 グランアイ保田窪1F		
	9	熊本市	熊本市東3地域包括支援センター	〒861-8041	096-282-8249	託麻東 託麻北 託麻南 長嶺
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 託麻	熊本市東区戸島西2丁目6-132		
	10	熊本市	熊本市東4地域包括支援センター	〒862-0955	096-214-6888	画図 健軍 泉ヶ丘
			熊本市高齢者支援センターささえりあ 江津湖	熊本市東区神水本町25-25		
11	熊本市	熊本市東5地域包括支援センター	〒861-2118	096-360-5550	秋津 若葉 桜木 桜木東	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ あさひば	熊本市東区花立2丁目4-5花立 ヒルズ1F			
12	熊本市	熊本市西1地域包括支援センター	〒860-0066	096-329-6743	高橋 池上 城山 城西 花園 池田	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 三和	熊本市西區城山下代4丁目10-16B号室			
13	熊本市	熊本市西2地域包括支援センター	〒860-8515	096-311-5311	古町 春日 白坪	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 井芹	熊本市西區島崎2丁目11-13			
14	熊本市	熊本市西3地域包括支援センター	〒860-0047	096-247-6030	芳野 河内	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 花陵	熊本市西區春日6丁目19-2マー ブル春日1F			
15	熊本市	熊本市西4地域包括支援センター	〒861-5343	096-277-2588	小島 中島	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 金峰	熊本市西區河内町野出1948-1			
16	熊本市	熊本市西5地域包括支援センター	〒861-5287	096-329-2016	富合	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本西	熊本市西區小島8丁目9-13			
17	熊本市	熊本市南1地域包括支援センター	〒861-4147	096-358-5556	御幸 田迎西 田迎 田迎南	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 富合	熊本市南区富合町廻江599-4			
18	熊本市	熊本市南2地域包括支援センター	〒862-0965	096-370-5055	城南 川尻 力合 力合西 日吉 日吉東	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 幸田	熊本市南区田井島2丁目9-9田 井島スクエア1			
19	熊本市	熊本市南3地域包括支援センター	〒861-4106	096-358-7222	飽田東 飽田南 飽田西	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 熊本南	熊本市南区南高江6丁目7-35			
20	熊本市	熊本市南4地域包括支援センター	〒861-4121	096-227-1695	中緑 銭塘 奥古閑 川口	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 飽田	熊本市南区会富町1333-1			
21	熊本市	熊本市南5地域包括支援センター	〒861-4126	096-223-2660	杉上 隈庄 豊田	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 天明	熊本市南区銭塘町2138-2			
22	熊本市	熊本市南6地域包括支援センター	〒861-4202	0964-28-1131	植木 山本 田原 菱形 桜井 山東 吉松 田底	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 城南	熊本市南区城南町宮地1050 熊本市城南まちづくりセンター内			
23	熊本市	熊本市北1地域包括支援センター	〒861-0134	096-272-6914	川上 西里 北部東	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 植木	熊本市北区植木町植木555			
24	熊本市	熊本市北2地域包括支援センター	〒861-5521	096-275-6355	清水 高平台	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 北部	熊本市北区鹿子木町66			
25	熊本市	熊本市北3地域包括支援センター	〒860-0084	096-343-0170	城北 麻生田	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 清水・高平	熊本市北区山室6丁目8-2			
26	熊本市	熊本市北4地域包括支援センター	〒861-8075	096-288-4800	龍田 龍田西 武蔵 弓削 楠 榆木	
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 新地	熊本市北区清水新地2丁目19-24			
27	熊本市	熊本市北5地域包括支援センター	〒861-8001	096-339-8130		
		熊本市高齢者支援センターささえりあ 武蔵塚	熊本市北区武蔵ヶ丘1丁目9-1 1F			

圏域	No.	市町村	名称（下段は通称）	所在地	電話	担当校区
宇城	28	宇土市	宇土市地域包括支援センター	〒869-0421 宇土市南段原町164-5	0964-24-1555	宇土市全域
	29	宇城市	宇城市地域包括支援センター	〒869-0524 宇城市松橋町豊福1786番地 (松橋老人福祉センター内)	0964-25-2015	宇城市全域
	30	美里町	美里町地域包括支援センター	〒861-4722 下益城郡美里町永富1510 (美里町老人福祉センター内)	0964-47-7005	美里町全域
有明	31	荒尾市	荒尾市地域包括支援センター	〒864-8686 荒尾市宮内出目390(荒尾市役所内)	0968-63-1177	荒尾市全域
	32	玉名市	玉名市包括支援センター	〒865-0016 玉名市岩崎88-4 (玉名市福祉センター内)	0968-71-0285	玉名市全域
	33	玉東町	玉東町地域包括支援センター	〒869-0303 玉名郡玉東町大字木葉372	0968-85-6242	玉東町全域
	34	和水町	和水町地域包括支援センター	〒865-0192 玉名郡和水町江田3886	0968-86-5724	和水町全域
	35	南関町	南関町地域包括支援センター	〒861-0898 玉名郡南関町大字関町64 (南関町役場内)	0968-69-9760	南関町全域
	36	長洲町	長洲町地域包括支援センター	〒869-0123 玉名郡長洲町大字長洲2766 (長洲町役場内)	0968-78-3114	長洲町全域
鹿本	37	山鹿市	山鹿市地域包括支援センター	〒861-0531 山鹿市中578 (山鹿健康福祉センター内)	0968-43-1077	山鹿市全域
菊池	38	菊池市	菊池市地域包括支援センター	〒861-1392 菊池市隈府888	0968-25-7216	菊池市全域
	39	合志市	合志市地域包括支援センター	〒861-1116 合志市福原2922番地(合志市総合センターヴィーブル内)	096-248-1126	合志市全域
	40	大津町	大津町地域包括支援センター	〒869-1292 菊池郡大津町大字大津1233	096-292-0770	大津町全域
	41	菊陽町	菊陽町地域包括支援センター	〒869-1192 菊池郡菊陽町大字久保田2800	096-232-2366	菊陽町全域
阿蘇	42	阿蘇市	阿蘇市地域包括支援センター	〒869-2301 阿蘇市内牧976-2	0967-32-5122	阿蘇市全域
	43	南小国町	南小国町地域包括支援センター	〒869-2401 阿蘇郡南小国町大字赤馬場144-1 (南小国町自然休養村管理センター)	0967-25-6877	南小国町全域
	44	小国町	小国町地域包括支援センター	〒869-2501 阿蘇郡小国町大字宮原1567-1	0967-46-2116	小国町全域
	45	産山村	産山村地域包括支援センター	〒869-2703 阿蘇郡産山村大字山鹿488-3 (健康福祉課内)	0967-25-2212	産山村全域
	46	高森町	高森町地域包括支援センター	〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168 (高森町役場内)	0967-62-2055	高森町全域
	47	南阿蘇村	南阿蘇村久木野包括支援センター	〒869-1412 阿蘇郡南阿蘇村大字久石2705	0967-67-3099	南阿蘇村 (久木野地区) (白水地区)
	48	南阿蘇村	南阿蘇村長陽包括支援センター	〒869-1404 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4463	0967-67-8456	南阿蘇村 (長陽地区)
	49	西原村	にしはら地域包括支援センター	〒861-2402 阿蘇郡西原村大字小森3259	096-279-4111	西原村全域
上益城	50	御船町	御船町地域包括支援センター	〒861-3296 上益城郡御船町大字御船995-1	096-282-2911	御船町全域
	51	嘉島町	嘉島町地域包括支援センター	〒861-3106 上益城郡嘉島町上島551 (嘉島町福祉センター1F)	096-237-2981	嘉島町全域
	52	益城町	益城町東部圏域地域包括支援センター（こころねっと 東部）	〒861-2241 上益城郡益城町宮園1139-1	096-289-0099	東部圏域 (木山中学校区)
	53	益城町	益城町西部圏域地域包括支援センター（こころねっと 西部）	〒861-2233 上益城郡益城町惣領1440-10 ルミナスマンション1F	096-285-4822	西部圏域 (益城中学校区)
	54	甲佐町	甲佐町地域包括支援センター	〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内719番地4	096-234-1114	甲佐町全域
	55	山都町	山都町地域包括支援センター	〒861-3592 上益城郡山都町浜町6	0967-72-1677	山都町全域

圏域	No.	市町村	名称（下段は通称）	所在地	電話	担当校区
八代	56	八代市	八代市第1地域包括支援センターふるさと	〒869-4202 八代市鏡町内田742-2	0965-53-2601	鏡、東陽、泉
	57	八代市	八代市第2地域包括支援センターやまびこ	〒866-0824 八代市上日置町2345	0965-30-8071	太田郷、昭和 龍峯、千丁
	58	八代市	八代市第3地域包括支援センターだいち	〒866-0011 八代市井揚町3100番地	0965-45-5568	松高、八千把
	59	八代市	八代市第4地域包括支援センターしおかぜ	〒866-0022 八代市郡築一番町180-1	0965-37-3337	代陽、八代 麦島、郡築
	60	八代市	八代市第5地域包括支援センターくまがわ	〒866-0081 八代市植柳上町683-1	0965-35-1111	植柳、高田、金 剛、宮地
	61	八代市	八代市第6地域包括支援センターおれんじ	〒869-5141 八代市日奈久塩南町146-7	0965-38-3373	日奈久 二見 坂本
	62	氷川町	氷川町地域包括支援センター	〒869-4602 八代市氷川町宮原702番地5 (宮原福祉センター)	0965-62-3456	氷川町全域
芦北	63	水俣市	水俣市地域包括支援センター	〒867-0005 水俣市牧ノ内3-1（水俣市総合 もやい直しセンターもやい館1F）	0966-62-3030	水俣市全域
	64	芦北町	芦北町地域包括支援センター	〒869-5563 葦北郡芦北町大字湯浦1439- 1(芦北町もやい直しセンターきず なの里)	0966-86-2270	芦北町全域
	65	津奈木町	津奈木町地域包括支援センター	〒869-5604 葦北郡津奈木町大字小津奈木 2123 (農業就業改善センター)	0966-78-5333	津奈木町 全域
球磨	66	人吉市	人吉市地域包括支援センター	〒868-0072 人吉市西間下町41-1	0966-24- 9193	人吉市全域
	67	錦町	錦町地域包括支援センター	〒868-0302 球磨郡錦町一武1587	0966-38- 4020	錦町全域
	68	あさぎり町	あさぎり町地域包括支援センター	〒868-0408 球磨郡あさぎり町免田東字久鹿 1199番地	0966-45-7231	あさぎり町 全域
	69	多良木町 湯前町 水上村	上球磨地域包括支援センター	〒868-0501 球磨郡多良木町大字多良木 4210番地 (球磨郡公立多良木病院本館 3F)	0966-42-6006	多良木町 湯前町 水上村
	70	相良村	相良村地域包括支援センター	〒868-0094 球磨郡相良村大字深水2500-1	0966-35-1144	相良村全域
	71	五木村	五木村地域包括支援センター	〒868-0201 球磨郡五木村甲2672-7	0966-37-2214	五木村全域
	72	山江村	山江村地域包括支援センター	〒868-8502 球磨郡山江村大字山田甲 1356-1	0966-23-2232	山江村全域
	73	球磨村	球磨村地域包括支援センター	〒869-6401 球磨郡球磨村大字渡丙1730 (球磨村役場)	0966-32-1112	球磨村全域
天草	74	天草市	天草東地域包括支援センターあじさい	〒861-6303 天草市栖本町馬場179	0969-66-2266	本渡東、有明、御 所浦、倉岳、栖本
	75	天草市	天草牛深地域包括支援センターすいせん	〒863-1901 天草市牛深町2286-103	0969-72-1133	牛深東、牛深西 牛深南 天草町大江向
	76	天草市	天草西地域包括支援センターさざんか	〒863-1215 天草市河浦町白木河内223-12	0969-76-1611	天草(大江向除 く)、河浦
	77	天草市	天草南地域包括支援センターうぐいす	〒863-0046 天草市亀場町食場854-1	0969-24-4115	本渡稜南 新和
	78	天草市	天草北地域包括支援センターきずな	〒863-2201 天草市五和町御領9133	0969-32-2115	佐伊津町 旭町 五和町
	79	天草市	天草中央地域包括支援センターなでしこ	〒863-0012 天草市今釜町3412-6	0969-66-9300	本渡北(佐伊津・旭 町を除く)本渡南・本 町
	80	上天草市	上天草市地域包括支援センター	〒861-6192 上天草市松島町合津7915-1	0969-28-3378	上天草市 全域
	81	苓北町	苓北町地域包括支援センター	〒863-2503 天草郡苓北町志岐660	0969-35-1289	苓北町全域

(3) 熊本県警察署

所属名	郵便番号	住所	電話番号
熊本県警察本部	〒862-8610	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-381-0110
熊本中央警察署	〒860-0843	熊本市中央区草葉町5番13号	096-323-0110
熊本南警察署	〒860-0824	熊本市南区十禅寺3丁目3番28号	096-326-0110
熊本東警察署	〒862-8510	熊本市東区東町3丁目10番1号	096-368-0110
熊本北合志警察署	〒861-5514	熊本市北区飛田4丁目10番19号	096-341-0110
玉名警察署	〒865-0016	熊本県玉名市岩崎51番地	0968-74-0110
荒尾警察署	〒864-0027	熊本県荒尾市蔵満1863番地2	0968-68-5110
山鹿警察署	〒861-0512	熊本県山鹿市泉町102番地	0968-44-0110
菊池警察署	〒861-1331	熊本県菊池市隈府790番地	0968-24-0110
大津警察署	〒869-1235	熊本県菊池郡大津町室676番地	096-294-0110
小国警察署	〒869-2501	熊本県阿蘇郡小国町宮原1806番地	0967-46-2110
阿蘇警察署	〒869-2225	熊本県阿蘇市黒川1306番地1	0967-35-5110
高森警察署	〒869-1602	熊本県阿蘇郡高森町高森1432番地	0967-62-0110
御船警察署	〒861-3206	熊本県上益城郡御船町辺田見406番地4	096-282-1110
山都警察署	〒861-3512	熊本県上益城郡山都町下馬尾414番地5	0967-72-0110
宇城警察署	〒869-0532	熊本県宇城市松橋町久具359番地2	0964-33-0110
八代警察署	〒866-0863	熊本県八代市西松江城町11番40号	0965-33-0110
芦北警察署	〒869-5461	熊本県葦北郡芦北町芦北2784番地4	0966-82-3110
水俣警察署	〒867-0003	熊本県水俣市ひばりヶ丘3番1号	0966-62-0110
人吉警察署	〒868-0072	熊本県人吉市西間下町1014番地	0966-24-4110
多良木警察署	〒868-0501	熊本県球磨郡多良木町多良木3094番地1	0966-42-4110
天草警察署	〒863-0013	熊本県天草市今釜新町3530番地	0969-24-0110
上天草警察署	〒869-3603	熊本県上天草市大矢野町中11582番地3	0964-56-0110
牛深警察署	〒863-1902	熊本県天草市久玉町5705番地4	0969-73-2110

熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症対策・地域ケア推進課 認知症対策班
〒862-8570
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL 096-333-2216
FAX 096-384-5052